

令和2年（ワ）第6225号、第31962号、令和3年（ワ）第30042号

六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中畷哲演 外248名

被告 日本原燃株式会社

準備書面14

2022年7月7日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘之
ほか

原告梅森寛誠の具体的な権利侵害の内容及び本訴訟を提起した経緯は別紙のとおりである。

別紙

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

原告 梅森寛誠

梅森寛誠と申します。仙台市の寺で住職を務める日蓮宗僧侶であります。

<間一髪の女川原発>

私は地元宮城の女川原発で、11年前に「原発震災」惨事間一髪に遭遇しました。この時の地震で震央から最も近い女川原発で、外部電源5系統のうち4系統が断絶、津波被害まで80センチ未満という、きわどい事態でした。震災直後は女川原発に通じる全ての道路が寸断されました。避難は絶望的で、交通渋滞や情報操作以前に、住民は閉じ込められる、を実感しました。

再処理工場の苛酷事故では、深刻さは原発の比ではありません。

<増上慢への戒め>

私の拠り所とする法華経にはこう示されています。「此の輩（ともがら）は罪根深重に、及び増上慢にして、未だ得ざるを得たと謂（おも）い、未だ證せざるを證せりと謂えり」。増上慢とは過度の驕り慢心をもつ者を指します。釈尊は説法場で、この増上慢の人々に対し、悟りを得ていないのに得たと思ひ込む失（とが）を厳しく叱責しました。そして現実に、その慢心によって取り返しのつかない過ちを犯しました。

私たち人間は、近代科学や技術の知見によって、どれだけ「わかった」「悟った」というのでしょうか。それにしがみつ়くことによって、何をもたらしたのでしょうか。原発の基準地震動でも、女川原発をはじめこの20数年間で軒並み打ち破られているのではないですか。つまり、限られた知見で、地球史では近い過去に属するデータで判断し、欠陥品を作り上げているのではないですか。未だほとんど未解明の地震活動についても「未だ得ざるを得たと謂（おも）い、未だ證せざるを證せり

と謂う」増上慢の悲しさを露呈させています。そもそも驕りをもって核に手を染めるものの、後始末の方法を知らぬ愚かな体たらくです。永く将来世代まで保証されるべきであった「命をつなぐ権利」を今後も脅かし続けるのでしょうか。基本的な過ちを認め、恥じ、また改めなければなりません。

<私たちの目指す世界は>

広く仏教に於いては、人間が自らを破滅に導くものとして三毒という概念があります。いわゆる貪欲(むさぼり)、瞋恚(いかり)、愚痴(おろか)の三つです。私たちはもともとこれらと隣り合わせの関係にあり、常にコントロールしなければならないはずが、原子力の歴史や現場に於いては、むしろこれらが刺激され、また煽られ利用されてきたのではないのでしょうか。私の言葉で言えば、久遠の釈尊ましますこの浄土を、遠い将来世代のために命を賭して、脅迫や誘惑から護っていかねばなりません。

さて、ロシアの軍事侵攻では、チェルノブイリ原発の占拠や電源供給の一時断絶、稼働中の原発や施設の襲撃が、報じられました。また、核攻撃の威嚇も行われた、とも。改めて三毒の恐怖に凍りつかざるを得ません。そしてこの国では、政権中枢から「核共有論」が提唱される看過できない事実があります。

そうした直近の動向と、時に国際的懸念が示されるこの国のプルトニウム利用路線、すなわち六ヶ所・再処理工場との関連を、大いに憂慮します。軍事転用意志の有無を含め、今後疑義を呈していかなければなりません。原子力政策と事業、特に核燃サイクル・再処理の運転は根本的に間違った選択であり、将来の環境と世代に甚大な災いを招くものです。今日の私たちの判断とそれらが直結する重みを鑑み、速やかな廃止を求めたいと思います。

以上